

金融商品会計基準の適用と 企業業績への影響 (3)

辻 正 雄

(1)

1. はじめに
2. 会計基準の設定に至るまでの経緯
3. 金融商品に係る会計基準の特徴
4. 早期適用と事前対応
5. 持ち合い株式の時価評価
6. 株式の持ち合いと含み損益に関する先行調査
7. 経常利益への影響：連結財務諸表の注記からの分析

(2)

8. 税金等調整前当期純損益への影響：連結財務諸表の注記からの分析
9. その他有価証券評価差額の計上：連結財務諸表の注記からの分析
10. 評価差額金相当額の注記：連結財務諸表の注記からの分析
11. 計上企業と注記企業の比較
12. 含み益と収益性の関係
13. 業種別の分析

14. 金融商品に係る会計基準の適用前の状況

14.1 会計基準の設定に至る 2 年半⁽¹⁾

金融商品に係る会計基準が適用される以前の日本企業は、有価証券について

取得した時点の価格で評価する原価法か、簿価か時価のいずれか低い価格で評価する低下法を選択して会計処理してきた。そのため、原価法を採用している企業では、価格が急落し含み損が発生しても、取引を清算しない限り損失が表面化しにくかった。

変化が起こり始めたのは、大蔵省が1996年6月20日に一般事業会社が保有する株式、債券、デリバティブの金融資産に時価会計を導入する方針を決めるとともに、企業会計審議会の特別部会を開いて2年程度の審議を経た後に、時価会計導入のための商法など関連法の改正作業に入る予定を示した頃からであろう。金融ビックバンの進行と歩調を合わせるがごとく、その後一年を経過しない1997年5月30日には、企業会計審議会が協議している金融商品の会計基準に関する中間報告の最終案が明らかにされた。

1999年1月に企業会計審議会から「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」および「金融商品に係る会計基準」が、2000年1月には会計制度委員会報告として「金融商品に関する実務指針」が公表され、従来の取得原価主義会計に金融商品の時価評価の一部導入が決まったのである。

2000年4月1日以降開始する事業年度から「金融商品に係る会計基準」は実施されることになったが、その他有価証券に対する財務諸表上の時価評価は、2001年4月1日以降開始する事業年度から適用されることとしながらも、2000年4月1日以降開始する事業年度からの先行適用が認められた。

14.2 適用の3期前からの変化

大蔵省が保有株式に時価評価の方針を決めた前後から企業の対応は始まったと思われる。ここでは、適用の3期前から企業の保有する有価証券にどのような変化が現れてきたかを調べることから始めることにしよう。

まず、有価証券の保有目的によって区分することの影響に注意しなければならない。適用1年目の期首以前に取得した有価証券については、その取得時点

において金融商品会計基準は適用されていなかったため、このような保有目的区分への分類を行う必要はなかった。そこで、当該有価証券について、適用1年目の期首を新たな取得日とみなして、各保有目的区分への分類を行うこととされたのである。

日本公認会計士協会は、債券の保有目的変更による時価評価逃れを防ぐため、「満期保有目的」とその他の目的の区分を途中で変更することを認めないようにするなど厳格な運用を求めた。そのため、企業は流動資産に計上されていた短期保有有価証券のうち持ち合い株式と思われる株式を投資有価証券として固定資産に移し替える措置を講じることになった。

全国証券取引所に上場されている一般事業会社全社について、1997年4月1日から始まる事業年度の連結決算（1998年3月31日から決算日となる連結決算）から、時価評価が適用される直前の1999年4月1日から始まる事業年度の連結決算（2000年3月31日から決算日となる連結決算）までの3期間にわたり、流動資産に計上された有価証券と投資その他の資産に計上された投資有価証券の保有状況を調べたところ、以下の事実が明らかになった。

適用の3年前の時点である1997年4月1日から始まる事業年度に、対象企業1,818社のうち有価証券を保有していないとみなされる企業は183社であり、89.93%の企業が流動資産の部にながしかの金額を計上している⁽²⁾。投資有価証券については、わずか19社が保有していないとみなされるに過ぎず、98.96%の企業が投資その他の資産の部にゼロでない金額を計上している。

適用の2年前の時点になると、対象企業1,925社のうち、有価証券を保有していないとみなされる企業は235社に増え、87.79%の企業が流動資産の部にある金額を計上し、2.14%ポイント保有企業数が減少している。投資有価証券については、27社へとわずかであるが保有していない企業が増え、全体では98.60%の企業が投資その他の資産の部にある金額を計上している。

直前となる1年前の時点では、対象企業2,170社のうち、有価証券を保有し

ていないとみなされる企業は334社へと増え、84.61%の企業が流動資産の部にある金額を計上し、さらに3.18%ポイント保有企業数が減少している。投資有価証券については、30社へとわずかであるが保有していない企業が増えたが、保有企業も増えたために全体では98.62%へと投資その他の資産の部にある金額を計上する企業の割合は増加に転じている。

14.3 有価証券および投資有価証券の保有比率の推移

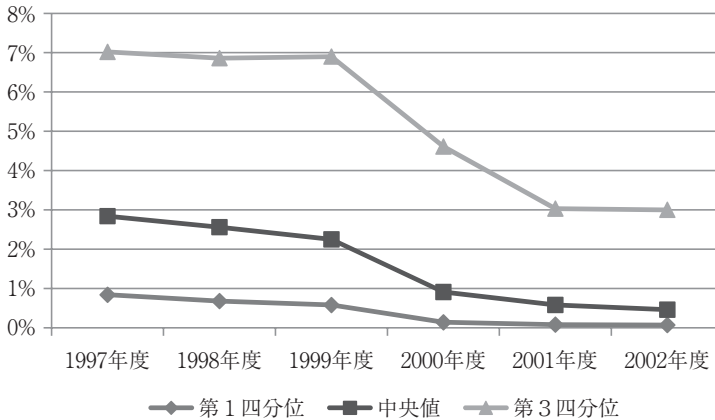
有価証券が当座資産に占める比率（有価証券/当座資産）および有価証券が資産合計に占める比率（有価証券/資産合計）は、事前の3期間にわたり、平均値、調整平均そして中央値のすべてで低下している。それに対して、投資有価証券が投資・その他の資産合計に占める比率（投資有価証券/投資・その他の資産合計）および投資有価証券が資産合計に占める比率（投資有価証券/資産合計）は、事前の3期間にわたり、調整平均および中央値が増加している。

資産合計に占める有価証券と投資有価証券の各比率を事前の3期間にわたり比較してみると、平均値と調整平均で有価証券比率が投資有価証券比率を上回っている。しかし、中央値については、1997年度には有価証券比率が上回っていたが、1998年度からは投資有価証券比率が逆に高くなっている。適用前の3期と適用後の3期における資産合計に占める有価証券比率と投資有価証券比率の推移を表したグラフは、図表39と図表40のとおりである。

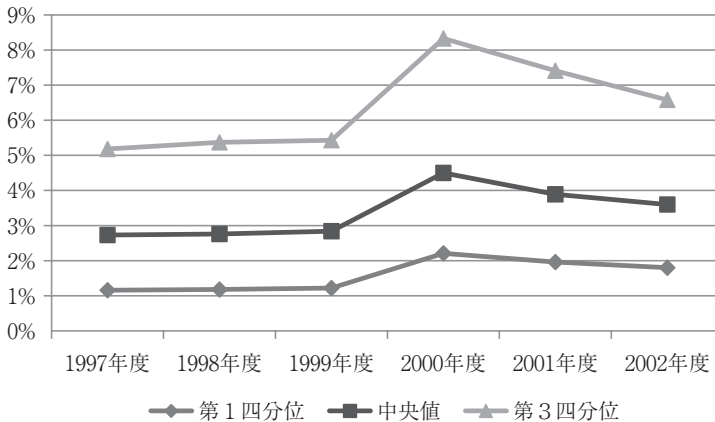
有価証券を減額させた要因には、低価法を採用している企業が時価の著しい下落に伴って評価を下げたことによるものも含まれていよう。しかし、新会計基準の骨格が固まってきた時点で、流動資産の有価証券を減少させる動きは、活発になっていった。図表39から明らかのように、3期間における有価証券の3つの統計量は、減少傾向を示している。

適用の3年前の時点である1997年4月1日から始まる事業年度から1998年4月1日から始まる事業年度への2期間での有価証券の増減率を調べてみると、

図表39 有価証券/資産合計（上場企業全社）



図表40 投資有価証券/資産合計（上場企業全社）



対象企業1,778社の中央値は－5.97%であり、1,206社がゼロにするか減額している。投資有価証券については、中央値は－0.78%であり、995社がゼロにするか減額している。

適用の2年前の時点である1998年4月1日から始まる事業年度から1年前の

1999年4月1日から始まる事業年度への2期間での有価証券の増減率を調べてみると、対象企業1,882社の中央値は-4.23%であり、1,217社がゼロにするか減額している。投資有価証券についても、中央値は0.34%であり、930社がゼロにするか減額している。

これらの変化は、有価証券への時価評価が義務付けられる2000年4月1日から始まる事業年度の前から、強制適用の影響を考えて事前に対応をとった企業がかなり存在していたことを示しているものと考えられる。

14.4 適用年度以降の変化

金融商品に係る会計基準の適用が始まった2000年4月1日から開始される事業年度に上場していた企業を対象とした有価証券および投資有価証券を調べると、組み換えが行われたことにより、有価証券が減少し、投資有価証券が増えていることがわかる。有価証券を流動資産に計上していない企業は899社へと急拡大しており、計上している企業の中央値も788百万円と前年比で約55.7%に減少している。他方で、投資有価証券を計上していない企業は、25社へと減少し、計上している企業の中央値は2,445百万へと急増し、前年比で約1.6倍の値となっている。

その後の2年間の推移は、この会計基準が財務に与えた影響を明瞭に示している。有価証券については、平均値、調整平均、中央値のすべてで減少しており、投資有価証券については、調整平均と中央値では減少しているが、平均値では2002年度に増加に転じている。巨額の投資有価証券を保有している企業の影響による結果であり、減少傾向を覆すものではない。第1四分位、中央値、第3四分位は毎年減少しているのである。

流動資産に有価証券を計上していない企業は、2001年度に1,053社へ、2002年度には1,217社へと増加している。保有している企業の割合については、2000年度が59.4%であったが、2001年度に53.2%、2002年度に47.1%へと低下

している。しかし、投資有価証券を保有している企業の割合については、2000年度が98.9%であったが、2001年度に99.0%、2002年度に98.7%へとほんのわずかな変化はあったものの、依然としてきわめて高い水準を保っている。

有価証券が当座資産に占める比率（有価証券/当座資産）および有価証券が資産合計に占める比率（有価証券/資産合計）は、事前の3期間におけると同様に、新基準の適用が始まってからの3期間にわたり、平均値、調整平均そして中央値のすべてで低下している。さらに、投資有価証券が投資・その他の資産合計（投資有価証券/投資・その他の資産合計）および投資有価証券が資産合計に占める比率（投資有価証券/資産合計）についても、事後の3期間にわたり平均値、調整平均および中央値が每期継続して減少している。

資産合計に占める有価証券と投資有価証券の各比率を事後の3期間にわたり比較してみると、平均値、調整平均および中央値で投資有価証券が有価証券を大きく上回っている。新基準の適用された期首に有価証券から投資有価証券へと組み換えが行われたことで有価証券の比率が急落した後にも、有価証券の比率は低下し続けている。

適用が開始された時点である2000年4月1日から始まる事業年度から翌期の2001年4月1日から始まる事業年度の期間における有価証券および投資有価証券の増減率を調べてみよう。有価証券を保有していない876社を除く対象企業1,299社の中央値は-44.31%である。前期に保有していた228社が翌期にはゼロとしており、687社が保有しているが減額している。投資有価証券については、投資有価証券を保有していない24社を除く対象企業2,151社の中央値は-15.72%である。前期に保有していた3社が翌期にはゼロにしており、1,622社が保有してはいるが減額している。

適用の2年後の時点である2001年4月1日から始まる事業年度から翌期の2002年4月1日から始まる事業年度への2期間での有価証券の増減率を調べてみよう。有価証券を保有していない1,024社を除く対象企業1,181社の中央値は

-27.52%である。前期に保有していた211社が翌期にはゼロにしており、555社が減額している。投資有価証券については、保有していない18社を除く2,187社の中央値は-13.67%である。前期に保有していた8社が翌期にはゼロにしており、1,507社が保有してはいるが減額している。

投資有価証券が資産合計に占める割合が低下し続けていることの原因についてはその構成要素を調べてはいないために明確な主張はできないが、いわゆる株式の持ち合いの解消が進んだことによるものである可能性を示唆しているのではないだろうか。

しかし、企業の保有金額および保有比率についてみてきたところから言えることは、有価証券の保有金額ならびに保有比率が急激に下落したのに対して、投資有価証券の保有金額と保有比率の下落は緩やかな変化にとどまるものであった、ということである。

時価の変動が期間損益に直結して現れる有価証券を保有することによるリスクを避けながらも、貸借対照表にその変動が現れるにとどまる投資有価証券についてはそれを保持し続ける企業の財務政策の影響をこうした分析から読み解くことができるのではないだろうか。

15. 有価証券および投資有価証券の保有率と使用総資本営業利益率との間の関係

有価証券および投資有価証券の保有率が減少傾向にあることは観測されたとおりであるが、保有率を高めた企業もかなり存在していたこともまた事実である。保有率を減少させた企業と増加させた企業があることから、次なる問いは、有価証券および投資有価証券を保有することが収益率の上昇に結びついていたのだろうか、ということである。

本節では、有価証券および投資有価証券の保有率と使用総資本営業利益率との間にどのような関係があるかについて検討することにしよう。使用できる資

金を本来の事業活動に投下するのではなく、売買目的の有価証券や持ち合い株式などの投資有価証券の保有に当てている企業は、そうでない企業に比べて、本来の事業の収益性を表す使用総資本営業利益率に何らかの差が現れるのではないだろうか、という疑問に対する解答を得るためである。そこで、以下の帰無仮説を設定し、回帰分析の手法を適用することにしよう。

帰無仮説1 有価証券の保有比率の高い企業ほど、高い使用資本営業利益率を実現する。

帰無仮説2 投資有価証券の保有比率の高い企業ほど、高い使用資本営業利益率を実現する。

これらの帰無仮説は、以下の回帰モデルを利用して検証することができる。

$$y = a + b_1x_1 + b_2x_2 + b_3x_3 + b_4x_4 + b_5x_5 + e$$

ここで、

y = 使用総資本営業利益率

x_1 = 売上高営業利益率

x_2 = 使用総資本回転率

x_3 = 財務レバレッジ (= 資産合計/株主資本)

x_4 = 有価証券/資産合計あるいは有価証券/当座資産

x_5 = 投資有価証券/資産合計あるいは投資有価証券/投資およびその他の資産

e = 誤差項

有価証券/資産合計と有価証券/当座資産の間には、最も低い1998年度の0.87、最も高い2002年度の0.92、という非常に高い相関が観測されるので、両変数を同時に説明変数に入れることはできない。

投資有価証券/資産合計と投資有価証券/投資およびその他の資産の間にも、最も低い2002年度の0.65、最も高い1999年度の0.69、という高い相関が観測されるので、両変数を同時に説明変数に入れることはできない。

これら4つの変数の相関分析から、さらに興味深いことは、有価証券/資産

合計と投資有価証券/資産合計の間にはそれほど高い相関はみられず、しかし、1997年度と1998年度にマイナスの値であったものが、1999年度からプラスに転じている点である。同様のことが、有価証券/資産合計と投資有価証券/投資およびその他の資産の間ならびに有価証券/当座資産と投資有価証券/投資およびその他の資産の間にも1999年度までのマイナスから2000年度以降のプラスという形で観測される。この転換からも、来るべき金融商品に係る会計基準の適用の影響を考慮して、有価証券から投資有価証券へと保有の変更が適用の始まった2000年度までに多くの企業で進められていたことが読み取れる。そしてその後は、有価証券を減ずる企業は投資有価証券も減じ、有価証券を増やす企業は投資有価証券も増やす、という傾向が続いたのではないだろうか。

多重回帰分析で、 x_4 を有価証券/資産合計、 x_5 を投資有価証券/資産合計としたときの結果は、図表41にまとめられている。

当然のことであるが、売上高営業利益率と使用総資本回転率の係数は1%で有意なプラスの値をとっている。これらの値が高ければ、使用総資本営業利益率は高くなる。財務レバレッジの係数は、2002年度を除いて有意な値とはいえない。同じように、有価証券/資産合計についても、2002年度を除いて有意な値とはなっていない。有価証券の保有水準が高いからといって、使用総資本営業利益率が低い値になるとはいえない。しかし、有意ではないにしろ、1999年度から係数がプラスの値に変わり、2002年度では有意にプラスの値となっていることは注目に値する。

最も興味深いことは、投資有価証券/資産合計にかかる係数である。6期すべてにわたりマイナスの値であり、2001年度を除けば、1%の水準で有意となっている。したがって、帰無仮説2は有意に棄却することができ、資産合計に占める投資有価証券の高い企業では使用総資本営業利益率が低くなる傾向があることを指摘することができる。

多重回帰モデルで、 x_4 を有価証券/当座資産、 x_5 を投資有価証券/投資および

図表41 年度別の多重回帰分析

多重回帰分析	1997年度		1998年度		1999年度	
	係数	P-値	係数	P-値	係数	P-値
切片	-0.00910	0.000	-0.00901	0.000	-0.01210	0.000
売上高営業利益率	0.65893	0.000	0.61314	0.000	0.60626	0.000
使用総資本回転率	0.02018	0.000	0.02189	0.000	0.02638	0.000
財務レバレッジ	0.00000	0.738	-0.00003	0.072	-0.00005	0.052
有価証券/資産合計	-0.01233	0.141	-0.00359	0.691	0.00756	0.406
投資有価証券/資産合計	-0.04953	0.000	-0.04858	0.002	-0.06471	0.000
補正 R ²	0.700		0.681		0.659	

多重回帰分析	2000年度		2001年度		2002年度	
	係数	P-値	係数	P-値	係数	P-値
切片	-0.00702	0.000	-0.01246	0.000	0.00113	0.531
売上高営業利益率	0.54559	0.000	0.58646	0.000	0.43823	0.000
使用総資本回転率	0.02514	0.000	0.02449	0.000	0.02127	0.000
財務レバレッジ	-0.00007	0.010	-0.00004	0.067	-0.00008	0.007
有価証券/資産合計	0.02618	0.061	0.02275	0.244	0.09505	0.000
投資有価証券/資産合計	-0.04353	0.000	-0.02325	0.053	-0.04715	0.000
補正 R ²	0.668		0.633		0.573	

その他の資産としたときの分析結果については、前モデルよりも説明力が若干高くなっているが、全体の傾向はきわめて類似している。有価証券/当座資産の係数は、1997年度と1998年度で有意にマイナスの値をとっていたが、1999年度から2001年度まで有意ではなくなり、2002年度ではプラスで有意な値となっている。投資有価証券/投資およびその他の資産の係数は、全期間で1%の水準で有意にマイナスの値となっている。投資有価証券の保有比率が高くなると、使用総資本営業利益率は低くなる傾向があることが、この分析からも裏付

けられている。

また、このモデルにおける財務レバレッジの係数が、1999年度以降では5%の有意水準で有意にマイナスとなっている。影響力は小さいものの、財務レバレッジが使用総資本営業利益率の向上に結びついていないことが示されている。

16. 増減率の分析

続いて生じる疑問は、事前に新会計基準に適応的に対応した企業は、そうしなかった企業と比較すると、高い収益率を上げたのではないだろうか、ということである。2000年度から適用が開始されるに先立って、1997年度から1999年度までに有価証券と投資有価証券にどれほどの変動があったかは、既に観測された。本節では、この間に有価証券と投資有価証券を減少させて企業は、1999年度から2002年度までに収益性等の財務指標をどれほど改善したかを観測することにしよう。すなわち、適用の開始以前の1999年度までに有価証券あるいは投資有価証券を減少させた企業は、逆に増加させた企業に比べて、その後の2002年度までに収益性等の財務指標をより改善したのではないだろうか、との仮説の適否を検討するためである。

減少させた企業群と増加させた企業群について、①使用総資本営業利益率、②売上高営業利益率、③使用総資本回転率の3つの財務指標の改善率に関する基本統計量を計算し、比較することから、上述の課題に答えることにしよう。

1997年度から適用1期前の1999年度までに有価証券を減額させた企業と増額させた企業に分け、3つの財務指標の改善率に関する基本統計量を計算すると、図表42のとおりである。

図表に示されているように、3つの財務指標について減額企業と増額企業の間には明確な差が存在しているように思われる。有価証券から見てみると、3つの指標について平均、調整平均、中央値で減額企業が増額企業を上回る向上

図表42 1997年度から1999年度までに有価証券の増減別の改善率

有価証券	使用総資本営業利益率		売上高営業利益率		使用総資本回転率	
	減額企業	増額企業	減額企業	増額企業	減額企業	増額企業
平均値	-0.08%	-0.36%	-0.37%	-0.52%	0.047	0.039
調整平均	-0.01%	-0.23%	-0.14%	-0.34%	0.042	0.035
標準偏差	4.59%	4.26%	5.54%	5.66%	0.209	0.173
最小値	-48.21%	-24.69%	-75.67%	-31.28%	-1.47	-0.708
第2四分位	-1.57%	-1.75%	-1.62%	-1.89%	-0.047	-0.045
中央値	0.19%	0.07%	0.07%	-0.11%	0.038	0.028
第4四分位	1.57%	1.46%	1.40%	1.52%	0.122	0.101
最大値	56.88%	38.52%	44.79%	66.66%	2.101	1.024

図表43 1997年度から1999年度までに投資有価証券の増減別の改善率

投資有価証券	使用総資本営業利益率		売上高営業利益率		使用総資本回転率	
	減額企業	増額企業	減額企業	増額企業	減額企業	増額企業
平均値	-0.08%	-0.36%	-0.37%	-0.52%	0.047	0.039
調整平均	-0.01%	-0.23%	-0.14%	-0.34%	0.042	0.035
標準偏差	4.59%	4.26%	5.54%	5.66%	0.209	0.173
最小値	-48.21%	-24.69%	-75.67%	-31.28%	-1.47	-0.708
第2四分位	-1.57%	-1.75%	-1.62%	-1.89%	-0.047	-0.045
中央値	0.19%	0.07%	0.07%	-0.11%	0.038	0.028
第4四分位	1.57%	1.46%	1.40%	1.52%	0.122	0.101
最大値	56.88%	38.52%	44.79%	66.66%	2.101	1.024

を示している。分散が等しくないとして平均値に差があるかをt検定によって調べた結果は図表44のとおりである。

有価証券を減額企業と増額企業に分けて3つの財務指標の平均に有意な差があるかを、t検定を行ったところ、10%の有意水準で差がないとする帰無仮説

図表44 有価証券について改善率の平均の差の t 検定

	t 値	p 値
使用総資本営業利益率	1.211903	0.112898
売上高営業利益率	0.523663	0.300311
使用総資本回転率	0.828921	0.203651

図表45 投資有価証券について改善率の平均の差の t 検定

	t 値	p 値
使用総資本営業利益率	3.432598	0.000306
売上高営業利益率	3.181399	0.000746
使用総資本回転率	1.077718	0.140657

を棄却することができなかった。

投資有価証券を減額した企業と増額した企業に分けて、3つの財務指標について平均に有意な差があるか否かを t 検定によって調べた結果は、図表43のとおりである。使用総資本営業利益率と売上高営業利益率の改善レベルについて、分散が等しくないとして平均値に差があるかを t 検定によって調べた結果は、図表45に示されている。減額企業と増額企業の間で、1%の有意水準で平均に差がないとする帰無仮説は棄却される。すなわち、両者の間には差が生じているといえる。適用の前に事前の対応措置を講じて投資有価証券を減額した企業の方が、増額した企業よりも資本収益性ならびに売上高収益性で向上を見せたのである。

17. 米国会計基準を適用した日本企業の分析

米国において一般に認められた企業会計の基準及び会計慣行に準拠して作成している日本企業に対しては、日本で2000年4月1日に始まる事業年度より適用される以前に、金融商品に対する時価評価が義務付けられていた。これらの

日本企業は米国会計基準の適用に対してどのように対応したのであろうか。

FASB 基準書第115号「特定の負債証券及び持分証券への投資の会計処理」は、1993年（平成5年）12月15日より後に開始される会計年度から適用されることになった。しかし、米国において一般に認められた企業会計の基準及び会計慣行に準拠して作成している日本企業の一部は、それらの負債証券及び持分証券を原価法または低価法により評価するという日本において一般に認められた会計原則のもとで作成された財務諸表との比較可能性が損なわれることを憂慮した。これを考慮して、米国証券取引委員会は、1993年（平成5年）8月に、基準書第115号を適用しないが、注記により同様の情報を開示している日本企業の財務諸表を受理することを承認した。

1994年12月期以降の適用初年度の決算において、FASB 基準書第115号を適用せず、会社の採用している評価方法との差異を注記にて開示した企業には、TDK、オムロン、キャノン、クボタ、パイオニア、ワコール、伊藤忠商事、三井物産、三菱電機、松下電器産業、村田製作所、東芝、日本電気、日立製作所、富士フィルムがあった。それに対して、基準書どおり初年度から適用した企業には、ソニー、ホンダ、マキタ、リコー、丸紅、京セラ、三洋電機、小松製作所、日本ハム、イトーヨーカ堂があった。

初年度の適用を回避した企業の中でも、パイオニアは1998年（平成10年）3月期から、オムロン、クボタ、ワコール、伊藤忠商事、村田製作所の各社は1999年（平成11年）3月期から、キャノンは1999年12月期から、そして日本電気は2000年3月期から、それぞれ基準書どおりの適用を開始した。1997年5月には、企業会計審議会が協議している金融商品の会計基準に関する中間報告の最終案が明らかになり、日本においても近々に金融商品に時価評価を導入することが明らかになったために採った会計政策であったと考えられる。他方で、わが国の「金融商品に係る会計基準」の適用が開始される2001年3月期まで適用を先延ばしした企業には、TDK、三井物産、三菱電機、松下電器産業、東芝、

日立製作所、富士フィルムがあった。

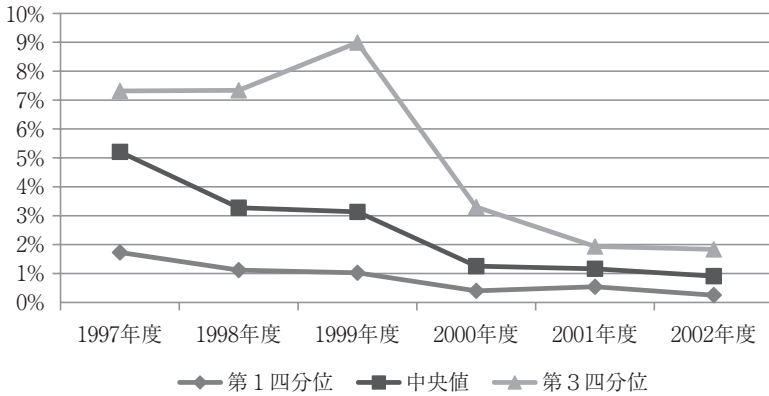
金融商品に時価評価を導入することに続いて、保有する有価証券の時価の変動に係る会計基準として米国会計基準に基づいて連結決算を行う日本企業に影響を与えたものは、包括利益の開示に係るものであろう。包括利益には、売却可能有価証券の未実現評価損益が含まれるからである。1997年（平成9年）6月に、FASB基準書第130号「包括利益の報告」が発行され、同年12月15日の翌日以降に開始する会計年度より適用することが要求されたのである⁽³⁾。

しかし、基準書第130号は、財務諸表の期間の全包括利益金額の開示を要求しており、財務諸表について特定の報告様式を要求していないため、日本企業の開示は多様な形となった。連結包括利益計算書を基本財務諸表の一つとして新たに開示した企業は、オムロン、クボタ、ワコール、村田製作所、日本ハム、の各社であった。ただし、基準書第115号「特定の負債証券及び持分有価証券投資の会計」の規定を適用していない企業は、そのことによる包括利益への影響を除き、基準書第130号「包括利益の報告」を適用したのである。

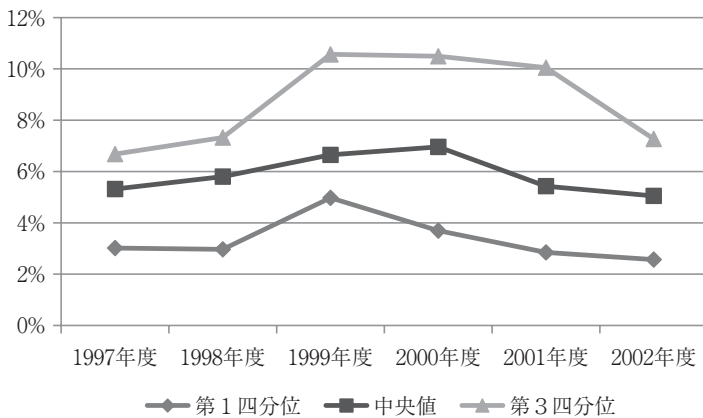
こうした米国会計基準の適用に伴って、それに従う日本企業の保有する有価証券にはどのような変化が現れたのであろうか。基準書第115号の適用が始まった1994年12月期以降の変化と、基準書第130号の適用が開始された1998年12月期以降の変化に注目し、資産合計に占める有価証券および投資有価証券の比率の推移を表わす図表46と図表47から見ていこう。

有価証券の比率については、比率の高い上位の企業は1999年度まで増加させ、2000年度には急激に低下させているが、中位および下位の企業は、ほぼ一貫して低下させている。2000年度に3つの指標が下落しているのは、わが国の「金融商品に係る会計基準」の適用により、有価証券から投資有価証券に区分変更をしたことによるものであろう。こうした変化は、わが国の上場企業を対象にした分析からも見られたことであり、第115号および第130号が、米国基準を適用している企業の保有比率に格別の影響を与えたとはいえないようであ

図表46 有価証券/資産合計（米国基準）



図表47 投資有価証券/資産合計（米国基準）



る。

投資有価証券の比率をみると、包括利益の開示が義務付けられた1999年3月期（1998年度）に3つの指標のすべてで増加していることは、包括利益の開示が比率を下げる効果をもたらさなかったことを示すものであろう。

18. 結び

「金融商品に係る会計基準」の適用をめぐるわが国上場企業の対応と企業業績への影響について3回に分けて連載してきた本論文は、いくつかのことがらを明らかにしている。これらをひと言にまとめることはできないが、適用による影響は実にさまざまであり、事前にその影響を予測して対応をとった企業とそれを怠った企業が存在しており、その対応の仕方によって企業業績に異なった影響が現れている、という記述は具体性には欠けるが得られた一つの結論である。以下に、明らかにしたことがらを具体的にまとめることで本論文を結ぶことにしよう。

(1) 適用にいたるまでの期間について

金融商品に係る会計基準が2000（平成12）年4月1日以降開始する事業年度から実施するよう措置することが定められるまで、10年余りの歳月を要したことは特筆に価する

初めの動きは、1991年3月期決算から上場企業に、保有する有価証券や先物・オプション取引の含み損益を表す時価情報の開示が義務付けられたことであった。その後、1996年6月20日に、大蔵省が、一般事業会社が保有する株式、債券、デリバティブの金融資産に、時価会計を導入する方針を決め、企業会計審議会の特別部会を開き、2年程度の審議を経て、時価会計導入のための商法など関連法の改正作業に入る予定を示したのである。

この間、株式などの有価証券の投資利回りは低い水準にとどまり、なかには長期の下落傾向にあるものも多かった。時価評価が適用されることになることが目前に迫った段階で、保有する有価証券の含み益に依存する経営を続けてきた企業は、その経営から脱却する機会が訪れたことを認識するべきであった。

(2) 早期適用について

その他有価証券については、経済界の抵抗にあい、2000（平成12）年4月1

日以後開始する事業年度は帳簿価額と期末時価との差額について税効果を適用した場合の注記を行うこととし、財務諸表における時価評価は2001（平成13）年4月1日以後開始する事業年度から実施することが適当であるとされた。ただし、2000（平成12）年4月1日以後開始する事業年度から財務諸表において時価評価を行うことも妨げないこととなった。

ところが、実際には、会計基準をその他有価証券に前倒しで適用し、その評価差額金を資本の部に計上した企業は2,140社のうち1,533社となり、早期適用の実施率は71.6%にまで達した。貸借対照表に時価評価の結果をオンバランスすることと同様の情報を注記に掲載することは、形式的な比較可能性を害することになるが、実質的に同等の情報内容をもたらすものである。これほど高い早期適用率を示したことを考えると、何のための抵抗であったか理解に苦しむところである。

(3) 経常利益への影響について

財務諸表の注記事項に経常利益への影響額を明示している1,524社を対象に基本統計量を計算すると、会計基準の適用が平均で経常利益を124百万円増加させ、中央値では8百万円増加させたことが示され、過半数の企業で経常利益を増加させるか、経常損失を減少させていることがわかった。実際、経常利益への影響がプラスであった企業は851社、ゼロであった企業は168社、マイナスであった企業は505社、という結果になった。

影響がプラスの企業群とマイナスの企業群の間にはどのような違いがあるかを調べたところ、いくつか興味深いことが明らかになった。第1に、プラスの企業には営業外損益および特別損益の区分で、マイナスの企業よりも優位な立場にある企業の多いことが示された。第2に、プラスの企業群がより多くを保有する有価証券の含み益が経常利益へプラスの影響をもたらしたが、投資有価証券についてはそれとは逆に、マイナスの企業群がより多くの投資有価証券を保有しており、その他有価証券評価差額金もそれに伴って多くなっている。

た。第3に、財務指標に関しては、多くの財務指標でプラスの企業群がマイナスの企業群を優越していた。株主資本営業利益率の平均および調整平均を除けば、すべての収益性に関する指標でプラス企業群が上回り、健全性に関する指標においてもプラスの企業群が優越していた。

(4) 税金等調整前当期純損益への影響について

税金等調整前当期純利益あるいは税金等調整前当期純損失がどれほど増減したかの影響を注記に記述した企業は2,153社であったが、そのうち金額を明記した企業は1,811社であり、経常利益への影響を明記した1,524社よりも287社多かった。

影響額の基本統計量を分析した結果、以下のことがらが明らかになった。第1に、税金等調整前当期純損益への影響がプラスとなった企業は685社、ゼロとなった企業は67社、マイナスとなった企業は979社であった。平均では-594百万円、中央値では-18百万円となっており、経常利益への影響と比較すると、マイナスの影響を受けている企業が多かった。第2に、影響がプラスの企業群とマイナスの企業群の間にはどのような違いがあるかを調べたところ、以下のとおり、経常利益への影響と類似している点と異なる点が明らかになった。

- (i) プラスの企業群は、売上高から当期純利益までの平均、調整平均および中央値のすべてでマイナスの企業群を上回っており、経常利益への影響について観察されたことと類似していた。
- (ii) 貸借対照表の主要な勘定科目についても、ほとんどの科目の平均、調整平均ならびに中央値で、プラスの企業群がマイナスの企業群よりも大きな値を示していた。経常利益への影響と比較すると、マイナスの企業群が増えており、増えた企業については、資産規模が小さくなく、投資有価証券の計上額も多くはなかった。それにもかかわらず、その他有価証券評価差額金については、調整平均と中央値でプラス企業群を超えていたことは興味深い点であった。それらの企業が保有目的を検討してその他有価証券に分類したもの

の中に、含み益を抱えるものが多かったことが推測された。

- (iii) 税金等調整前当期純損益への影響がプラスとマイナスの企業群の財務指標に現れた相違は、経常利益への影響についてみられたことと合わせて類似しており、多くの財務指標においてプラスの企業群がマイナスの企業群に優越していた。総資産に占める投資有価証券の割合については、経常利益への影響の分析結果と異なり、プラスの企業群がマイナスの企業群よりも高くなっていた。すなわち、税金等調整前当期純損益への影響がプラスとなった企業群は、有価証券も投資有価証券も相対的に多く保有していたのである。

(5) その他有価証券評価差額金の計上

強制適用される1年前に、その他有価証券評価差額金を貸借対照表の資本の部に計上した企業は、対象企業2,140社のうち1,545社にのぼった。しかし、そのうちの12社は海外の会計基準を海外子会社に適用したことにより計上した企業であり、親会社による基準の適用は翌期に実施し、当期には評価差額金相当額を注記するにとどまった。したがって、前倒しで適用し、その他有価証券評価差額金を資本の部に計上した企業は、2,140社のうち1,533社であった。

その他有価証券評価差額金がプラスの企業は1,021社、マイナスの企業は461社であった。基本統計量のうち第1四分位値が-11百万円であり、25%を超える企業が負の評価差額金を計上することになったにもかかわらず、早期に適用していた。その他有価証券評価差額金がプラスの企業とマイナスの企業に現れた類似点と相違点は、以下のとおりであった。

- (i) プラスの企業群は、売上高から当期利益までの収益ならびに資産、負債および資本について、平均、調整平均および中央値のすべてでマイナスの企業群をはるかに上回っていた。
- (ii) 財務指標については次のようになった。第1に、株主資本収益性のうち営業利益率と経常利益率については平均と調整平均で、純利益率については平均で、マイナスの企業群がそれぞれ優っているが、それらすべての中央値で

は、プラスの企業群が優っていた。第2に、売上高収益性に関する指標については総利益率でマイナスの企業群に譲るが、経常利益率と純利益率ではプラスの企業群が差を広げていた。第3に、安定性については、指標によって優劣が分かれた。株主資本比率をみる限り、マイナスの企業群が平均、調整平均および中央値のすべてで優っていた。第4に、流動資産に占める有価証券の割合と総資産に占める投資有価証券の割合については、いずれもプラスの企業群が高くなっていた。評価差額金が増えれば、投資有価証券はそれに応じて評価額が高くなるので、割合も高くなるのは当然の帰結であつたろう。

(6) 評価差額金相当額の注記

会計基準を1期前に適用せず、注記にとどめた566社について評価差額金相当額の基本統計量を計算した後、それがプラスの企業とマイナスの企業に分けて分析を行ったところ、以下の結果が得られた。

第1に、評価差額金相当額がプラスの企業は315社、マイナスの企業は212社あり、平均は1,849百万円、中央値は40百万円のプラスであった。6割の企業がプラスであったことは、貸借対照表の資本の部に計上するとマイナスとなるので早期に実施する会計政策を採らなかったとする考えが当てはまらないことを示している。基準に従って適用すべき時期から適用したに過ぎない企業がかなり存在したのではないだろうか。

第2に、プラスの企業群は、売上高から経常利益までの収益について、平均、調整平均および中央値のすべてでマイナスの企業群をはるかに上回っていた。その他有価証券評価差額金におけると同様に、プラスの企業群が、資産、負債および資本において、平均、調整平均および中央値のすべてでマイナスの企業群をはるかに上回っていた。

第3に、財務指標について両企業群の相違点をみると、株主資本を分母とする収益性では、営業利益率と経常利益率まではマイナス企業群が優っている

が、純利益率になるとプラス企業群に超されていた。使用総資本を分母とする収益性では、営業利益率、経常利益率さらには純利益率でプラス企業群が凌駕していた。この点は、マイナス企業群がプラス企業群に比して、売上高を分母とする収益性が低いばかりでなく、株主資本比率が低く、負債比率が高いこととから説明され得る。売上高を分母とする収益性については、総利益率でマイナス企業群が優位であるが、営業利益率、経常利益率そして純利益率ではプラス企業群が差を広げていた。また、流動比率や固定比率などの安全性に関する財務指標でも、プラス企業群が優位に立っていた。さらに、流動資産に占める有価証券の割合はプラス企業群が高く、総資産に占める投資有価証券の割合はマイナス企業群が高かったが、それらの差は概して小さいものであった。

(7) 計上企業対注記企業の比較

その他有価証券について会計基準を早期に適用して資本の部に評価差額金を計上した企業群と、適用せずに評価差額相当額を注記した企業群を対比し、相違点を浮き彫りにする試みから以下の結果が得られた。

第1に、計上企業は注記企業に比べて、売上高、売上総利益、営業利益、経常利益、税金等調整前当期純利益そして当期利益において、平均、調整平均および中央値で大きいことが示された。特別利益の中央値はマイナス企業群の計上する金額の方が大きくなっているが、特別損失の中央値も多額になっているので、税金等調整前当期純利益の中央値では、プラス企業群が2倍を超える値になっていた。

第2に、貸借対照表の関連主要科目についてみると、負債の中央値を除いて、計上企業が注記企業を平均、調整平均および中央値で上回っており、規模についても計上企業が大きいことがわかった。

第3に、収益性の財務指標について比較すると、両者の格差がさらに鮮明になった。総資本を分母とする収益性については、営業利益率、経常利益率そして純利益率の平均、調整平均および中央値で、計上企業群が注記企業群に優越

していた。売上高を分母とする収益性についても、総利益率、営業利益率、経常利益率そして純利益率の平均、調整平均および中央値で、計上企業群が注記企業群に優越していた。株主資本を分母とする収益性については、営業利益率の平均についてのみ注記企業がわずかに上回っているだけであり、それを除けば計上企業群の優勢は変らなかった。いずれを分母にする収益性であれ、営業利益率から経常利益率そして純利益率へとボトムラインへと進むにつれて、差は拡大していた。

第4に、安定性を表す財務指標については、株主資本比率や負債比率などの資本構成に関する指標においても、流動比率や固定比率などの短期および長期の安全性に関する指標においても、平均、調整平均および中央値で、計上企業群が注記企業群に優越していた。

第5に、流動資産に占める有価証券の割合と総資産に占める投資有価証券の割合においても、平均、調整平均および中央値で、計上企業群が注記企業群より高くなっていた。

以上を総合すると、金融商品の会計基準が適用される投資有価証券の割合が大きく、収益性が高く、財務的に安定している企業が、概して早期に時価評価を適用して資本の部に評価差額を計上していた、ということが明らかになった。

(8) 含み益と財務指標の関連性

有価証券に含み益を有する企業について、含み益の相対的な大きさと本来の業務活動の収益性である営業利益率との間にどのような関係があるかを、金融商品に係る会計基準が適用された2000年4月1日から始まる会計年度の決算数値を使用して回帰分析を行ったところ、以下の結論を得た。

第1に、投資有価証券の割合の係数は有意に負の値となっており、その値が高くなると、使用総資本営業利益率は低くなる傾向のあることが示された。

第2に、評価差額の割合については負の係数がついているが、統計的に有意

ではなかった。したがって、プラスの評価差額があるからといって、使用総資本営業利益率が低くなっているとはいえないことが含意された。この点については、評価差額がプラスである企業群とマイナスである企業群とに分けてそれぞれに回帰分析を行ってみても、上述の結果に変わりなかった。

(9) 業種別の分析

日経業種コードに従って一般事業会社を33種に分類し、税金等調整前当期純損益への影響と評価差額の金額を業種別に集計して基本統計量を計算したところ、以下の結果を得た。

第1に、業種によって税金等調整前当期純損益への影響額に差が存在しており、平均、調整平均そして中央値によっても異なっていることが指摘された。平均や調整平均では負の影響を示しているが、中央値では負とはなっていない場合には、マイナスの影響を大きく受けた企業がその業種に存在していることが示唆された。

第2に、平均の値からは自動車・建設・その他金融・通信で、調整平均の値からはその他金融と通信で、中央値の値からはパルプ・紙・建設・空運・通信で、巨額の負の影響を受けたことが示された。3つの代表値が負となっていない業種は、精密機器、その他製造、不動産であった。

第3に、業種と企業規模との関係を考慮し、税金等調整前当期純損益への影響額を資本合計で除した比率について基本統計量を計算して影響の程度をみると、金額でも比率でも大きな負の影響を受けている業種には、建設とその他金融があげられた。金額では負の影響は大きいですが、比率では大きいとはいえない業種として、自動車と通信があげられた。金額での負の影響は小さくなくとも、比率での負の影響が大きな業種には、水産と海運があげられた。

第4に、その他有価証券を時価評価し、その評価差額金を資本の部に計上することを早期に適用した企業と注記にとどめた企業について、その数と割合が業種によって異なっているかを調べたところ、計上した企業の割合が最も高い

業種はガスであり、続いて電力であった。母集団に対する計上企業の割合が全体の適用率である71.6%を超えた業種を大きい順に並べると、ガス、電力、その他金融、ゴム、建設、精密機器、陸運となった。注記企業の割合の大きい8業種を順に並べると、海運、パルプ・紙、石油、鉱業、サービス、鉄道・バス、鉄鋼、その他輸送機器となった。

第5に、計上したにしろ注記したにしろ、評価差額の金額が多額にのぼった業種は、電力、ガスそして通信であり、鉄道・バスがそれに続いた。いずれも公益的な事業を行っている業種であった。自動車、医薬品そして石油は、平均と調整平均では大きな値を示しているが、それらの中央値は目立って大きな値ではなかった。

第6に、計上したにしろ注記したにしろ、資本合計に占める評価差額の割合が高い業種は、海運と鉱業であり、平均および調整平均で10%を超えていた。

(10) 適用前3期間における変化

適用の3年前の時点である1997年4月1日から始まる事業年度では、89.93%の企業が流動資産の部になにがしかの有価証券の金額を計上し、98.96%の企業が投資その他の資産の部にゼロでない投資有価証券の金額を計上していた。

適用の2年前の時点になると、87.79%の企業が流動資産の部に有価証券を計上しており、2.14%ポイントだけ保有企業数が減少し、投資その他の資産の部に投資有価証券を計上した企業は98.60%へとわずかに減少した。

直前となる1年前の時点では、84.61%の企業が流動資産の部に有価証券のある金額を計上し、さらに3.18%ポイントほど保有企業数が減少したが、投資有価証券については98.62%へと投資その他の資産の部にある金額を計上する企業割合は増加に転じた。

有価証券が当座資産に占める比率（有価証券/当座資産）および有価証券が資産合計に占める比率（有価証券/資産合計）は、事前の3期間にわたり、平

均値、調整平均そして中央値のすべてで低下した。それに対して、投資有価証券が投資・その他の資産合計（投資有価証券/投資・その他の資産合計）および投資有価証券が資産合計に占める比率（投資有価証券/資産合計）については、事前の3期間にわたり調整平均および中央値が増加した。

資産合計に占める有価証券と投資有価証券の各比率を事前の3期間にわたり比較してみると、平均値と調整平均で有価証券が投資有価証券を上回っていた。しかし、中央値については、1997年度には有価証券が上回っていたが、1998年度からは投資有価証券が逆転するようになった。

(11) 適用期からの3期間における変化

流動資産に有価証券を計上していない企業は、2001年度に1,053社へ、2002年度には1,217社へと増加している。計上している企業の割合については、2000年度が59.4%であったが、2001年度に53.2%、2002年度に47.1%へと低下している。しかし、投資有価証券を計上している企業の割合については、2000年度が98.9%であったが、2001年度に99.0%、2002年度に98.7%へときわめて僅少の変化にとどまり、依然として驚異的に高い水準を保っている。

有価証券が当座資産に占める比率（有価証券/当座資産）および有価証券が資産合計に占める比率（有価証券/資産合計）は、事前の3期間にのけると同様に、新基準の適用が始まってからの事後の3期間にわたり、平均値、調整平均そして中央値のすべてで低下している。さらに、投資有価証券が投資・その他の資産合計（投資有価証券/投資・その他の資産合計）および投資有価証券が資産合計に占める比率（投資有価証券/資産合計）についても、事後の3期間にわたり平均値、調整平均および中央値が每期継続して減少している。

企業の保有金額および保有比率についてみてきたところから言えることは、有価証券の保有金額ならびに保有比率が急激に下落したのに対して、投資有価証券の保有金額と保有比率については下落が緩やかに進んだに過ぎない。時価の変動が期間損益に直結して現れる有価証券を保有することによるリスクは避

けながらも、貸借対照表にその変動が現れるにとどまる投資有価証券は保持し続ける企業の財務政策の影響を読み解くことができるのではないだろうか。

(12) 有価証券および投資有価証券の保有比率と使用総資本営業利益率との間の関係

資産合計に占める有価証券および投資有価証券の保有比率と使用総資本営業利益率との間にどのような関係があるかについて分析したところ、資産合計に占める投資有価証券の高い企業では使用総資本営業利益率が低くなる傾向がみられた。

また、来るべき金融商品に係る会計基準の適用の影響を考慮して、有価証券から投資有価証券へと保有の変更が適用の始まった2000年度までに多くの企業で事前の対応を進めてきた。その後は、有価証券を減ずる企業は投資有価証券も減じ、有価証券を増やす企業は投資有価証券も増やす、という傾向の続いたことが読み取れた。

(13) 増減率の分析

2000年度から適用が開始されるに先立って、1997年度から1999年度までに有価証券あるいは投資有価証券を減少させた企業と増加させた企業に分けてその後の収益性を調べたところ、差が現れたことが確認された。

使用総資本営業利益率と売上高営業利益率の改善レベルについて、減額企業と増額企業の間には1%の有意水準で平均に差がないとする帰無仮説は棄却され、両者の間には差が生じていると考えることができた。適用の前に事前の対応措置を講じて投資有価証券を減額した企業の方が、増額した企業よりも資本収益性ならびに売上高収益性でも向上を見せたのである。

(14) 米国会計基準を適用した日本企業の分析

米国において一般に認められた企業会計の基準及び会計慣行に準拠して作成している日本企業について、日本の会計基準を適用している企業と比較したところ、さしたる違いは見いだされなかった。

FASB 基準書第115号「特定の負債証券及び持分証券への投資の会計処理」は、1993年（平成5年）12月15日より後に開始される会計年度から適用されることになったが、一部の企業は、それらの負債証券及び持分証券を原価法または低価法により評価するという日本において一般に認められた会計原則のもとで作成された財務諸表との比較可能性が損なわれることを憂慮し、注記するにとどめるなど、「金融商品に係る会計基準」が適用されるまでの期間における企業の対応はさまざまであった。

有価証券の比率については、比率の高い上位の企業は1999年度まで増加させ、2000年度には急激に低下させているが、中位および下位の企業はほぼ一貫して低下させている。2000年度に下落しているのは、わが国の「金融商品に係る会計基準」の適用により、有価証券から投資有価証券に区分変更をしたことによるものであり、こうした変化は、わが国の上場企業全社を対象にした分析から見られたところであった。

1997年（平成9年）6月に、FASB 基準書第130号「包括利益の報告」が発行され、平成9年12月15日の翌日以降に開始する会計年度より適用することが義務付けられたが、基準書第130号は財務諸表について特定の報告様式を要求していないため、日本企業の開示は多様な形となった。

基準書第115号の適用が始まった1994年12月期以降の変化と、基準書第130号の適用が開始された1998年12月期以降の変化に注目したところ、包括利益の開示が義務付けられた1999年3月期（1998年度）に投資有価証券の比率は増加を示しており、包括利益の開示が保有比率を下げる効果をもたらさなかったことを示していた。

買収防衛策の意味合いから一時期復活の兆しが見えた上場企業の株式持ち合いについて、再び解消の動きが広がり始めた。例えば、キリンは三菱グループ各社との持ち合い株数百億円の大半を向こう3年間で売却する方針を決めてい

る。また、住友商事は、10年ほど前に持ち合い先を中心に6割強あった「安定株主比率」を2割強まで低下させた。保有メリットを十分に説明できるものについては保有していく財務政策は継続されるのであろうが、保有することによる効果を説明できない株式については、これまで以上に厳しく選抜されることになるであろう。

金融庁が内閣府令を改正し、2010年3月期の連結財務諸表に国際財務報告基準（IFRS）を適用することを認めたことから、日本電波工業は日本基準に代えてIFRSを任意適用して2010年5月13日に決算発表を行った⁽⁴⁾。海外顧客が財務内容を理解しやすくなり、経営効率の改善につなげることを期待してとった会計政策であったことが表明されている。

IFRSを上場企業の連結財務諸表に強制適用することの判断は、2012年を目途に下されることになっているが、その間にもIFRSへのコンバージェンスは進められていくことになろう。例えば、2010年6月30日に公開された企業会計基準第25号「包括利益の表示に関する会計基準」は、包括利益の開示を2011年3月期から義務付けている⁽⁵⁾。

会計基準をめぐる議論はもっぱら財務会計の領域で行われてきたが、管理会計の立場から会計基準が経営に与える影響を検討することの意義は決して小さくはない。財務会計によって提供される会計情報は、株主などの利害関係者の意思決定に利用されるばかりでなく、経営者の意思決定および業績管理にも使われ、会計情報がどのようにつくられるべきかを規定する会計基準の改定は、経営者や投資家などの行動にさまざまな影響を及ぼすことになるからである。

バブル崩壊で1990年代に始まり、先の「金融商品に係る会計基準」の適用によって促された持ち合い解消を第1段階とすると、IFRS会計の適用により、第2段階の持ち合い解消の動きが本格化するのではないか、とみられている。厳格な資産の時価評価を求める会計基準の導入と2010年度から始まる持合株式の詳細な情報開示などで、持ち合い株式の収益性が一段と厳しく問われ始める

ことになるからである。さらに、包括利益にはその他有価証券の含み損益の変動額が含まれるので、その価額が経営指標として業績指標に用いられることになれば、企業が有価証券を保有することの説明責任がいっそう厳しく問われることになると考えられる。新たな研究課題として注目されることになるであろう。

注(1) 辻 正雄 (2009a) に、より詳細な経過説明がある。

- (2) 開示された貸借対照表に計上されていない企業については、保有していないものとみなした。
- (3) 米国会計基準および国際財務報告基準 (IFRS) では、包括利益の開示の定めが1997年 (平成9年) に設けられ、それ以降、包括利益の表示が行われている。財務諸表の表示に関する国際的な会計基準との間に存在する差異のなかでも、短期的に解消するべき課題として、包括利益の表示について検討し、その開示を義務付けることを決定した。
- (4) 日本電波工業の連結財務諸表には連結包括利益計算書が含まれており、その他の包括利益の中で為替の円高による換算損益マイナス301百万円、売却可能金融資産の公正価値の変動分216百万円が計上されている。
- (5) 連結財務諸表において包括利益の計算は、少数株主損益調整前当期純利益に「その他の包括利益」の内訳項目を加減して行われ、「その他の包括利益」の内訳項目は、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、為替換算調整勘定等からなる。本会計基準は、2010年 (平成22年) 4月1日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用する。また、2010年 (平成22年) 6月30日以後に終了する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用することができる。

参考文献

- 伊藤邦雄 (2003) 「コーポレート・ガバナンスと会計制度—金融商品時価会計導入の経済的影響を中心として—」『フィナンシャル・レビュー』68 : 34-63。
- 伊藤 眞・花田重典・萩原正佳編著 (2001) 『金融商品会計の完全解説 改訂3版』財経詳報社。
- 大塚宗春編著 (1999) 『逐条解説 金融商品会計基準』中央経済社。
- 大塚宗春・川村義則 (2002) 「金融商品の評価」齊藤静樹編著『会計基準の基礎概念』中央経済社 : 261-287。
- 新日本監査法人編 (2002) 『金融商品会計の実務』中央経済社。
- 須田一幸編著 (2004) 『会計制度改革の実証分析』同文館出版。
- 産業経理協会 (2005) 『新会計基準への企業の対応 (1998~2003年) ——導入時における意識と行動』産業経理協会。
- 田宮俊治 (1997) 「株式持ち合いに転機」『証券アナリストジャーナル』35 (9) : 62-80。
- 辻 正雄 (2003) 「連結決算に係る新基準の経営および資本市場への影響」『企業会計』55 (3) : 4-12。
- 辻 正雄編著 (2006) 『「会計ビッグバン」の意義と評価』早稲田大学産業経営研究所。
- 辻 正雄 (2009a) 「金融商品会計基準の適用と企業業績への影響 (1)」『早稲田商学』418・419 : 1-31。
- 辻 正雄 (2009b) 「金融商品会計基準の適用と企業業績への影響 (2)」『早稲田商学』420・421 : 1-37。

- 辻 正雄 (2010a) 「管理会計の課題と展望に係る基礎的視座」『会計』177 (2) : 1 - 21。
- 辻 正雄 (2010b) 「会計政策と企業業績の関連性に関する分析—保有する有価証券に係る会計基準の適用—」『企業会計』62 (9) : 4 - 10。
- 円谷昭一 (2005) 「有価証券評価の導入時期と企業行動」『一橋論叢』133 (5) : 86 - 106。
- ニッセイ基礎研究所 (2002) 「株式持ち合い状況調査2001年度版」。
- 松浦克己 (2003) 「企業金融・株式所有構造の変遷と企業業績への影響」花崎正晴・寺西重郎編『コーポレート・ガバナンスの経済分析』東京大学出版会 : 207 - 231。
- Amir, E. and A. Ziv (1997) "Recognition, Disclosure or Delay: Timing the Adoption of SFAS 106," *Journal of Accounting Research*, 35 (Spring): 61-81.
- Ayres, F. L. (1986) "Characteristics of Firms Electing Early Adoption of SFAS 52," *Journal of Accounting and Economics*, 8: 143-158.
- Christy, A. A. and J. L. Zimmerman (1994) "Efficient and Opportunistic Choices of Accounting Procedures: Corporate Control Contests," *The Accounting Review*, 68 (4) 539-566.